

議第 1 3 5 号 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

- (1) 健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号。以下「健保施行令」といいます。）の一部改正により，出産育児一時金の額が改正されたことに伴い，所要の規定の整備をするものです。
- (2) 国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号。以下「国保施行令」といいます。）の一部改正により，国民健康保険の保険料について，未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置が導入されたことなどに伴い，所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 出産育児一時金の額の見直し

本市が行う国民健康保険（以下「呉市国民健康保険」といいます。）においては，健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）等に基づく健康保険と同様に，呉市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が出産したときは，出産育児一時金として 4 0 4, 0 0 0 円（産科医療補償制度に加入している分娩機関において被保険者が出産したときは，当該制度の掛金（1 6, 0 0 0 円）に相当する額を加算した額である 4 2 万円）を支給しています。

この度，産科医療補償制度の掛金が 1 6, 0 0 0 円から 1 2, 0 0 0 円に引き下げられることに伴い，社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和 2 年 1 2 月 2 3 日）において，少子化対策としての重要性に鑑み，出産育児一時金等の支給総額について 4 2 万円を維持するべきとされたことを踏まえ，健保施行令の一部が改正され，出産育児一時金の額が 4 0 4, 0 0 0 円から 4 0 8, 0 0 0 円に引き上げられました。

これに伴い，呉市国民健康保険においても同様の措置を講じることとし，産科医療補償制度の対象となる被保険者に対する出産育児一時金の支給総額は，次のとおりとなります。

- ・現 行：4 0 4, 0 0 0 円＋加算額 1 6, 0 0 0 円（支給総額 4 2 万円）
- ・改正後：4 0 8, 0 0 0 円＋加算額 1 2, 0 0 0 円（支給総額 4 2 万円）

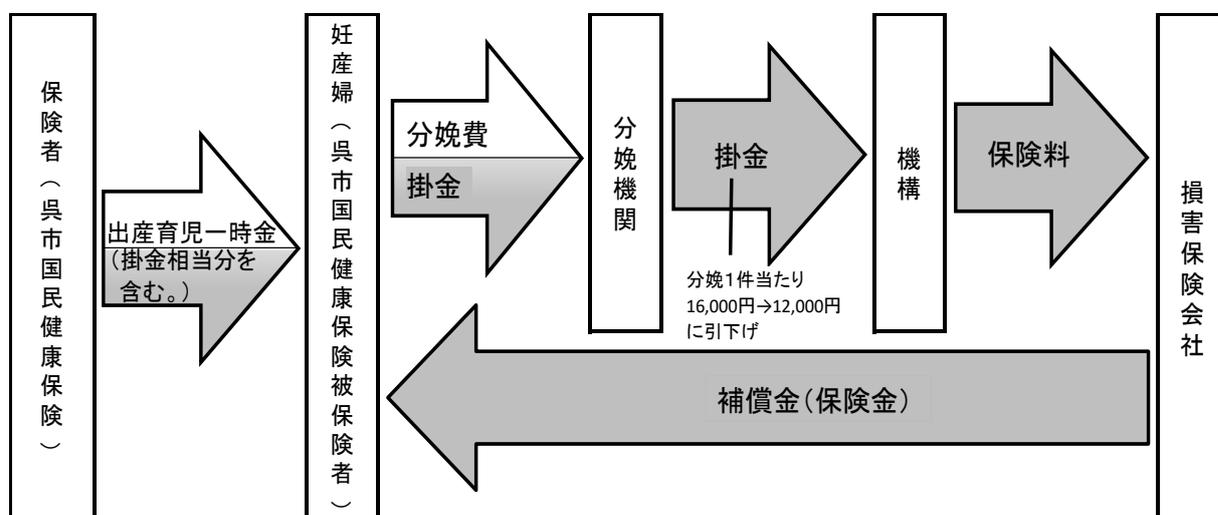
【参考】

○ 産科医療補償制度

分娩に関係して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに，発症の原因を分析し，同種事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより，紛争の防止及び早期解決並びに産科医療の質の向上を図ることを目的とし，公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」といいます。）が運営するもので，分娩機関が加入する制度です。次のイメージ図のとおり，妊産婦が加入分娩機関で出産した場合（在胎週数 2 2 週以降の分娩）には，保険者から支給される出産育児一時

金に掛金相当額が加算されます。

○ 産科医療補償制度のイメージ図



(2) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置等

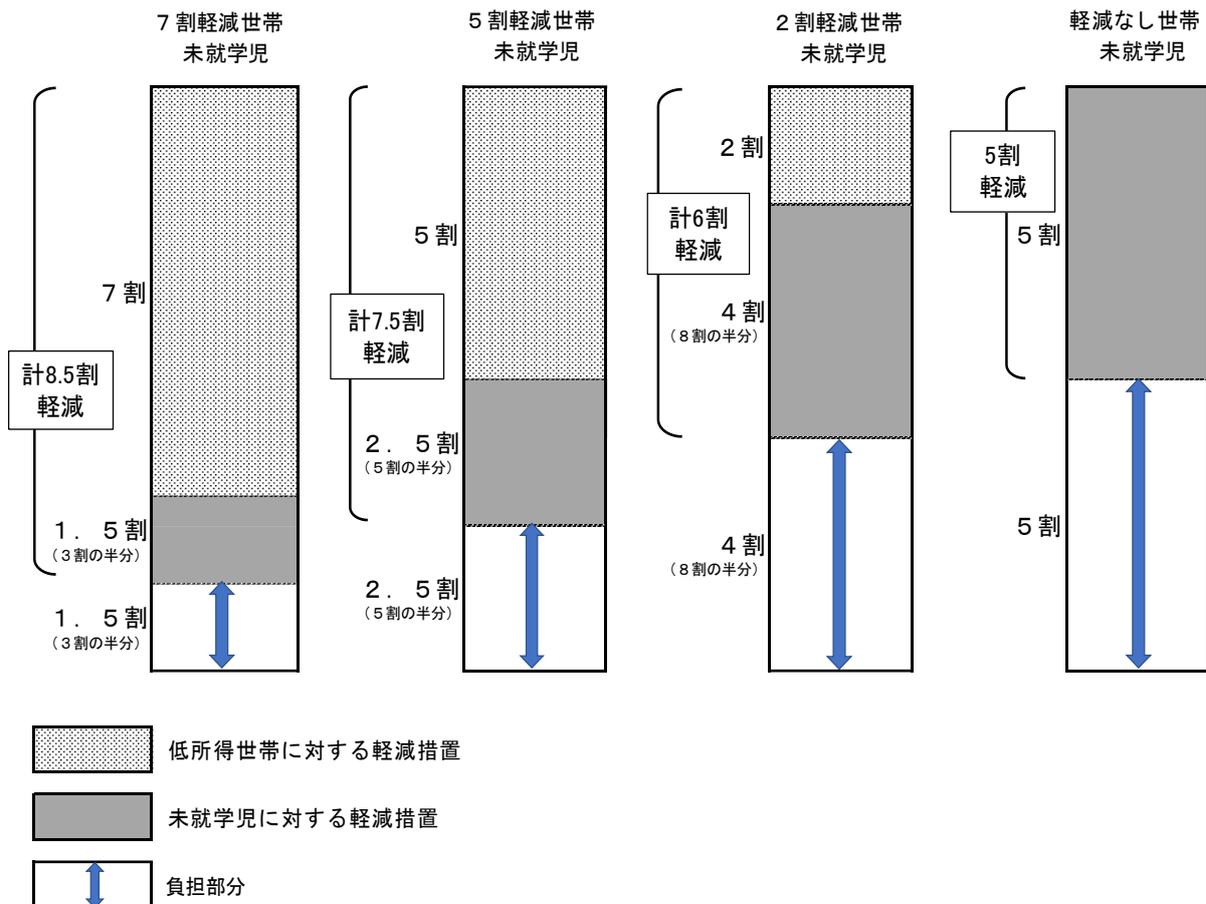
ア 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保施行令の一部が改正され、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」といいます。）がいる世帯においては、未就学児に係る被保険者均等割額について、当該未就学児の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額することとし、その減額相当分を公費で負担（国：2分の1，都道府県：4分の1，市町村：4分の1）することとされました。

これに伴い、呉市国民健康保険においても当該減額の措置を講じるため、所要の規定の整備をします。

イ 呉市国民健康保険では、低所得世帯に対して、その所得に応じて被保険者均等割額を軽減する措置（7割・5割・2割を軽減）を講じています。

この度のアの未就学児に対する減額措置の導入に係る国保施行令の一部改正において、低所得世帯の未就学児については、低所得世帯に対する軽減措置後の被保険者均等割額の5割を更に減額することとされたため、呉市国民健康保険においても同様の措置を講じるよう所要の規定の整備をします。

【低所得世帯の未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置のイメージ】



※例えば、7割軽減対象世帯の未就学児の場合、負担分となる3割の2分の1（1.5割）を軽減することから、合計で8.5割の軽減となります。

ウ アの被保険者均等割額の減額措置の導入に伴い、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部が改正され、市町村は、当該減額措置により減額した額の総額を基礎として、国保施行令で定めるところにより算定した額を、国民健康保険の特別会計に繰り入れることとされました。

当該繰入金については、呉市国民健康保険の一般被保険者に係る基礎賦課総額等の算定に用いる国民健康保険事業に要する費用のための収入から除外するため、所要の規定の整備をします。

(3) その他

国民健康保険法の一部改正による引用条項の移動に伴い、関係規定の整理をします。

3 施行期日

令和4年4月1日（出産育児一時金の額の見直しについては、令和4年1月1日）